

第3章 山形県における自殺対策の基本理念と基本的な方向性

第2章「山形県における自殺の現状と課題」及び自殺対策基本法並びに自殺総合対策大綱を踏まえ、本県の自殺対策の「基本理念」と「基本的な方向性」を定め、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進します。

1 自殺対策の基本理念

基本理念 『誰も自殺に追い込まれることのない山形県』の実現

人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失となります。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追いつめられ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自殺を個人の問題としてではなく社会の問題として捉え、自殺対策を生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、県、市町村、関係機関¹、民間支援団体、企業、県民が一丸となって取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」の実現を目指します。

¹ 関係機関…保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等

2 自殺対策の推進に関する基本的な方向性

施策の柱1 自殺の実態を明らかにし、効果的な施策を企画・実施する

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることができるものであるというのが世界の共通認識となっています。そのためには、地域の自殺の実態を明らかにし、実態に応じた対策を地域の状況を勘案して行うことが必要です。

<推進の方向性>

- 自殺関係の統計データ等を活用するなど、県全域、県内4地域、市町村における自殺の現状を分析し、効果的な施策の立案・実施につなげます。
- 市町村における自殺対策が地域の実情に合ったものとなるよう支援します。
- 地域における関係機関、関係団体等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材を育成します。

施策の柱2 気づき見守る人材を育成する

県民一人ひとりが、自殺の起こり得る状況を理解して、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぎ、その助言・指導を受けながら見守ることが必要です。

また、自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進を図ることが必要です。

<推進の方向性>

- 県民一人ひとりが、身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていくことができるよう「心のサポーター」の養成や活動を推進します。
- 地域の医療・保健・福祉関係職員や教職員、社会的要因に関連する相談員等が日常業務の中で、悩みを抱えている方を早期に発見し必要な支援へつなげる体制をつくります。
- 自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など県民の心の健康の保持・増進を推進します。

施策の柱3 県民への啓発・周知

県民の間に広く自殺対策の重要性や、自殺の問題などについての関心と理解を深める普及啓発を行い、命や暮らしの危機に陥った場合は身近な人や関係機関などに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識となるようにしていくことが必要です。

<推進の方向性>

- 行政や関係機関、民間支援団体等と連携し、自殺や自殺関連事象等について、県民の理解を深めるための教育活動・広報活動を通して、広く啓発を行います。
- 危機に陥った場合には誰かの助けを求めることが大切であるという理解を促進するとともに、悩みを抱えている方が相談しやすい体制をつくりま
- 悩みを抱えている方が容易に適切な支援策や相談窓口に関する情報を得ることができるよう、インターネット等を活用した情報発信を強化します。

施策の柱4 いのち支える取組の充実

自殺は、ライフステージに応じた健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因が複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。

また、自死により大切な方を亡くされた家族等に寄り添い、心理的ケアや状況に応じた支援を行うことが必要です。

<推進の方向性>

- 様々な課題を抱えている方を確実に支援していくため、多様な主体・手段による相談支援や分野を超えた相談支援体制の構築を推進します。
- 年齢や抱えている課題に対応した支援の充実を図ります。
- 自殺未遂者に対して、地域の連携を強化し包括的な支援を行います。
- 自死により大切な方を亡くされた家族等への相談支援や分かち合いの場となる集会など支援の充実を図ります。

施策の柱5 関係機関の機能強化及び連携の強化

自殺対策を総合的かつ効果的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。そのためには、行政、関係機関、民間支援団体等の機能の強化、連携の強化が必要です。

また、自殺対策において、民間支援団体は重要な役割を担っており、相談支援の担い手育成や取組への支援など、民間支援団体に対する支援の充実が必要です。

<推進の方向性>

- 民間支援団体における自殺対策に関わる相談の担い手養成や、自殺対策を目的とした相談事業など、継続した自殺対策の取組を支援します。
- 地域で自殺対策に取り組む関係機関の機能・連携を強化し、関係機関相互の連携による効果的・総合的な取組を促進します。
- 複合的な問題を抱えている方が切れ目のない支援を受けられるよう、地域のあらゆる相談窓口がつながり、それぞれが「生きることの包括的な支援の入口」になれるよう、市町村の取組を支援します。